

「震災対策特別融資」

県では、令和6年能登半島地震で被災された中小事業者の方を対象とした特別融資制度を創設します。

1 融資制度の概要

対象	令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 ※市町村の発行するり災証明書（被災証明書等を含む）の提出が必要
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金（緊急災害短期保証制度に限る（保証協会制度）） ※事業の再建・復旧に必要な経費
融資限度額	1億円
融資利率	年1.25%以内
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）
保証料率	ゼロ～年0.55%（保証必須）

2 融資申請方法

- 運転資金・借換資金を借入申請する場合
県内金融機関に必要書類を提出
- 設備資金を借入申請する場合（運転・借換を併せて借入申請する場合を含む）
県内金融機関を経由して県地域産業支援課に必要書類を提出

<必要書類>

- 利用申請書 ○市町村の発行するり災証明書（被災証明書等を含む）
（以下、設備資金利用時のみ）
- 実施計画書（設備導入等に係る見積書、県税の納税証明書、決算書の添付が必要）

3 取扱期間

令和6年1月15日から当面令和6年3月29日まで

*制度についてご不明な点があれば、県地域産業支援課金融係（[TEL:076-444-3248](tel:076-444-3248)）へお問い合わせください。